

# 学校における個人情報保護のあり方

日本大学法学部非常勤講師  
松澤幸太郎

## はじめに

現在形成・発展の過程にある高度情報通信ネットワーク社会においては、質・量ともに従前とは大きく異なるかたちで個人に関する情報の利用・流通が生じている。今般第156回国会で「個人情報保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関係するいくつかの法律が成立したが、これらはこのような状況を背景として、個人情報を取り扱う者の責務を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とするものである。

当然のことながら、高度情報通信社会の一部であり、個人に関する情報の取り扱いもある学校においても、適切な個人情報保護への取り組みが求められる。

そこで本稿では「個人情報保護に関する法律」の概要について紹介するとともに、学校における個人情報の取り扱いにおいて留意すべき点を検討する。

## 第一章 法律制定の経緯

1980年OECDは「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を出した(\*1)。このガイドラインでは個人情報の取り扱いについて、(1) 収集制限の原則、(2) データ内容の原則、(3) 目的明確化の原則、(4) 利用制限の原則、(5) 安全保護の原則、(6) 公開の原則、(7) 個人参加の原則、(8) 責任の原則を定めている。

このガイドラインへの対応として、当初日本では、1988年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定された。その後、「高度情報通信社会の進展の下、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」必要から個人情報保護に関する基本法制を整備する必

要が生じた(\*2)。これに対して「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」が制定され、またその他の法整備がなされることになった(\*3)。

## 第二章 「個人情報の保護に関する法律」の概要

ここでは、個人情報保護に係わる法規範の一例として、今般成立した個人情報保護に係わる法律のうち、「個人情報の保護に関する法律」の概要をみていくことにする。

### 第一節 「個人情報の保護に関する法律」の概要

まず本法の目的は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することである(第1条)。

次に第2条においては、本法の保護対象とされる「個人情報」等の文言の定義がなされている。本法にいう「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とされている。このほかに本法では「個人データ」や「保有個人データ」の文言を用いて個人情報の存在形態の定義を行い、それぞれについて必要とされる取り扱いの内容を規定し分けており、法文を読む際には若干の注意が必要である。また個人情報を取り扱う者を定義するために「個人情報取扱事業者」という文言が使われているが、これについては「国の機関、地方公共団体、独立行政法人及びその取り扱う個人

情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」は除かれるとされている。このうち国の機関等については別の法律によることとされている。

本法3条は個人情報の取り扱いに関する基本理念として、「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない」としている。

そして以下第2章で国及び地方公共団体の責務等について定め、第3章で国等の個人情報の保護に関する施策について規定し、第4章で個人情報取扱事業者の義務等について定めている。

## 第二節 個人情報取扱事業者の責務

本法の定める個人情報取扱事業者の義務のうち基本となるものの概要は以下のとおりである。

まず個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的をできる限り特定しなければならないが、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の相関性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない(15条)。また、個人情報取扱事業者は法令に基づく場合その他一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない(16条)。

次に個人情報の取得に関して、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならず(17条)、また個人情報を取得した場合は、一定の場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない(18条)。

個人情報の取り扱いに関して個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなくてはならず(19条)、また、個人データの漏洩等をさけるため安全管理上必要かつ適切な措置を講じ、さらにその従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(20条以下)。

個人情報の提供について個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合その他の一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(23条1項)。

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、その利用目的等の事項を本人の知り得る状態におかなければならず、また本人から求められたときは、一定の場合を除いて利用目的を遅滞なく通知しなければならない(24条)。さらに個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの開示を求められたときには、一定の場合を除き当該保有個人データを開示しなければならない(25条)。そしてその内容が事実でないという理由で訂正を求められたときには、利用目的の達成に必要な範囲で訂正を行わなくてはならない(26条)。なお、個人情報取扱事業者は、利用目的外で保有個人データを利用している(16条違反)、又は当該保有個人データが不正な手段によって取得されたものである等(17条違反)の理由により本人から保有個人データの利用の停止を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときには、一定の場合を除き、違反を是正するために必要な範囲で、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない(27条1項)。また、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供している(23条1項違反)という理由によって、保有個人データの第三者への提供の停止を本人から求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときには、一定の場合を除いて当該第三者提供を停止しなければならない。

さらに個人情報取扱事業者は個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め、その目的の達成に必要な体制を整備しなければならない(31条)。

## 第三節 義務違反に対する措置

本法においては、個人情報取扱事業者が一定の義務に違反した場合個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときに、主務大臣は当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができるなどの主務大臣の役割が規定されている。また、その他に民間団体による個人情報保護の推進についての規定などもおかれている。なお、個人情報取扱事業者に対する主務大臣の命令に違反した場合の罰則等も定められている。

### 第三章 学校と個人情報保護

#### 第一節 適用される法規範について

前章でみた「個人情報の保護に関する法律」は、同法2条3項により国の機関、地方公共団体、独立行政法人等が適用除外とされているので、国公立学校には適用されない。国立学校には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が、県立あるいは市町村立等の学校には、個人情報の保護に関する条例が適用される（自治体における個人情報の保護に関する条例の制定状況については、「個人情報の保護に関する条例の制定状況（平成14年4月1日現在）」（総務省調べ）<sup>(\*)4)</sup>。なお、本法の制定に際して、総務省政策統括官から「地方公共団体における個人情報保護対策について」とする文書<sup>(\*)5)</sup>が出されていることから、条例制定数はさらに増加することになると思われる。

私立学校には「個人情報の保護に関する法律」が適用され、また上述の個人情報の保護に関する条例のうちには民間事業者を対象とする規定があるものもあるので、その場合にはそれらの規定も適用されることになる。

以上をふまえて各学校においてはまず、自らに適用される法令等にどのようなものがあるのかを確認する必要がある。

#### 第二節 学校で取り扱われる個人情報の種類について

学校で取り扱われている個人情報の具体例としては、平成12年2月21日の個人情報保護法制化専門委員会ヒアリング資料として当時の文部省が提出した資料<sup>(\*)6)</sup>をみると、次のものがあげられている。

- ・入学者選抜関係（合否判定、学力検査の成績、調査書、入学願書等）
- ・教務関係（出席簿、指導要録、健康診断結果等）
- ・授業料関係（授業料の納入や免除の状況等）
- ・奨学金関係（受給・貸与の状況、家計の状況等）
- ・寄付金関係（寄付者氏名、寄付金額等）
- ・進路関係（進学先、就職先等）

また、文部科学省が平成13年7月19日に出した「国の教育機関等における個人情報保護について」という文書では、次のものが個人情報としてあげられている。

①氏名又は一定の符号により検索されるように体系化されたファイル

- ・学籍関係（指導要録、進学先・就職先、卒業証書授与台帳、修了証書授与台帳）
- ・教務関係（指導要録・調査書、家庭環境調査票、入学者選抜・成績考査に関する表簿、健康診断票、転退業者名簿、ほう賞台帳、図書貸出票、奨学生考査に関する資料）
- ・職員関係（職員名簿、履歴書、出勤簿、担任学級・教科及び時間表、健康診断表、勤務評定簿）
- ・その他（同窓会名簿、入学者選抜や平常授業中における試験答案、作文）

②時系列等にファイル化されているもの

- ・諸届け綴り
- ・図書貸出票
- ・辞令書写簿
- ・職員旅行名簿
- ・学校日誌、教育相談日誌、保健日誌、図書館日誌
- ・学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿
- ・スクールカウンセラー相談記録簿
- ・職員会議録
- ・事故等報告書

なおこれらのほかにも実際には、各学校において独自に作成している電子ファイル・データや帳簿等で個人情報を含むものがあると考えられる。

個人情報の適正な管理をするためには、上述の例を参考に、具体的に学内にどのような個人情報があるのかを明確にする必要がある。

#### 第三節 個人情報の管理・利用について

学内で保有する個人情報の管理方法については、まず一般的には次の点への配慮が必要である。

- ① 学内にある個人情報のそれぞれについて収集・保管・利用・提供・廃棄までの流れの中でどのように扱われているかを確認し、適用される規範に照らして問題がないかを確認すること
- ② 学内で利用している情報機器・機材や個人情報の記録されている媒体（電子媒体・紙）について適切な安全対策が講じられ、個人情報の漏洩等の事故が生じないように措置が講じられているかを確認すること

次に具体的には個人情報の取り扱い方法を明確にし、それを周知する必要がある。このためには、たとえば教職員が参照するための個人情報取扱マニュアルを整備し、それを資料として研修を行うという方法が考えられる。このマニュアルの内容としては次のことを記述することが望ましい。

- ・個人情報の収集・保管・利用・提供・廃棄の適切な方法について
- ・情報機器・媒体の安全・適正な取り扱いについて
- ・個人情報保護の観点からのEメールの利用や外部公開Webサイト構築に関する留意点について

さらに、個人情報保護のための体制を整備する必要がある。このためにはまず学内のコンピュータのセキュリティ管理を含む情報機器の管理を行う担当者を決める必要がある。またこのほかに、学内にある個人情報の利用・保管状況や学外に公開される情報が個人情報保護の観点から問題ないかなどを確認する担当者をおくことも望ましい。

個別的な点としては、たとえば指導要録等の本人開示が問題になる。これについては、平成12年12月に教育課程審議会から出された「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」<sup>(\*)7)</sup>において、「国において、個人情報保護基本法制に関する大綱が取りまとめられ、個人情報の本人への開示について、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき等を除き開示することとされている。指導要録の本人への開示についても、個人情報保護基本法制の基本的な考え方に基づいて対応する必要がある。具体的な開示の取り扱いについては、各教育委員会等において、条例等に基づき、それぞれの事案等に応じて判断することが適当である。」とされていることに留意する必要がある。

また各学校ともインターネットを活用していると思われるが、その場合の個人情報の取り扱い、具体的には、Webページによる情報の発信などが問題になると考えられる。この点については、一方で生徒等の自由な表現やコミュニケーションの多角化・多様化による積極的な効用が期待できることから、その制限には慎重になる必要がある。しかし他方で、個人情報、具体的には生徒の連絡先などをWeb等を通じて不特定多数へ開示することは、犯罪に巻き込まれる危険性を高めるなど

の消極的な影響の可能性もあることも否めない。従って適切な配慮が必要であり、情報の発信前に複数の関係者で適切性を再確認する手続きを整備することや、情報の発信を保護者の同意を得た後に行うことにする、などの手順を定めることが望ましい。

## おわりに

本稿では主に学内管理事務における個人情報保護のあり方について検討した。しかしながらそもそも個人情報保護に関する考え方は、生徒・学生が現在並びに将来その中で生活していく高度情報通信ネットワーク社会の基礎の一部をなすものであり（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法19条並びに22条参照）、その点からすると、単に学校運営の観点から本法を理解するのみならず、教育内容として取り込まれるべき事項としても理解されることが望ましいと考えられる。

---

### 参照

- \* 1) 同ガイドライン原文は <http://www.oecd.org/dsti/iccp/legal/priven.html#1> を参照。また内容については、行政情報システム研究所編『世界の個人情報保護法:データ・プライバシー保護をめぐる諸外国の動向』（ぎょうせい1989）参照。
- \* 2) 「個人情報保護基本法制に関する大綱」（平成12年10月11日 情報通信技術（IT）戦略本部 個人情報保護法制化専門委員会）
- \* 3) 法律全文並びに政府による説明資料等については <http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/index.html> 参照。
- \* 4) [http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020903\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020903_1.html)
- \* 5) 総行情91号平成15年6月16日。
- \* 6) <http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/dai4/4siryu2.html>
- \* 7) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/kyouiku/toushin/001211.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/kyouiku/toushin/001211.htm)